

政策 III-3-(1)-②

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	ヤミ金融業者等による不正な預金口座利用に対する厳正かつ適切な対応
16年度重点施策	不正口座利用に関する金融機関等への情報提供の実施及び迅速かつ適切な取組みの態勢
参考指標	金融機関に対する預金口座の不正利用に関する情報の提供と活用状況、意見交換等の状況

2. 政策の目標等

法定任務	円滑な金融等
基本目標	金融機関等が犯罪に利用されないこと
重点目標	金融機関等がマネー・ローンダリングなどの金融犯罪に利用されないこと

3. 政策の内容

近時、ヤミ金融業者等が預金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求を送り付け金融機関の預金口座に振り込みを請求するなど、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、金融機関等に対し、不正口座利用に関する情報提供及び迅速かつ適切な取組みの態勢を実施することとしています。

4. 現状分析及び外部要因

全国銀行協会によると、全銀協加盟行（正会員・準会員 181 行）における預金口座の不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等を行った件数は平成 15 年 4 月から 17 年 3 月までの累計で 76,886 件となっており、口座を不正利用する事例が後を絶たない状態となっており、当局としても金融機関が適切な対応をとっていくことを促すことが求められています。

15 年 9 月以降、当局においては預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施しているほか、適切な口座管理に一層努めること等について、業界団体を通じて傘下金融機関に対し繰り返し要請しています。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 預金口座の不正利用に係る情報提供と活用について

金融庁では、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに行うこととしており、その情報提供件数等については、四半期毎に公表することとしています。

16年7月から17年3月末までの間に、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は3,860件となっています。(これまでに情報提供した累計件数は8,877件)

また、金融機関としても、預金口座の不正利用と思われる情報があつた場合には、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要であり、16年7月から17年3月末までの間に、当局が情報提供を行ったものに対し、金融機関において、2,895件の利用停止、1,898件の強制解約等を行っております。

② 業界団体との意見交換の状況について

16事務年度においては、以下のように業界団体との意見交換会を開催し、預金口座の不正利用問題に対し、本人確認を更に徹底するとともに、必要に応じて預金取引停止又は預金口座解約を行う等、適切な口座管理に一層努めること等について、業界団体を通じて傘下金融機関に対し要請しています。

ア. 全銀協、地銀協、第二地銀協：それぞれ11回開催

イ. 信金、信組：それぞれ3回開催

(2) 評価

上記のとおり金融機関等に情報提供を行った結果、金融機関では当該情報を基に利用停止、強制解約等の措置を行っており、不正利用の未然防止に一定の効果がみられたと考えています。

また、このような預金口座の不正利用に係る情報提供件数等については、注意喚起を促す観点から、四半期毎に公表しています。

更に、金融機関に対しては、繰り返し預金口座の不正利用問題に対する適切な対応を要請しており、その結果、口座不正利用問題及び当該問題に対する当局の姿勢についてより一層理解が深まったと考えています。

6. 今後の課題

口座の不正利用問題については、引き続き、不正口座利用に関する金融機関等への情報提供及び迅速かつ適切な取組みの態勢を実施していくことが求められています。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

・預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について

10. 担当部局

監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第1課、監督局銀行第2課